

平成十六年十月二十九日

第六十回東京都卸売市場審議会議事録

東京都中央卸売市場

目 次

一 .	開 会	一
二 .	新任委員及び臨時委員の紹介	二
三 .	市場長あいさつ	三
四 .	議 題 東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定について（諮問・答申）	四
五 .	閉 会	十八

日時 平成十六年十月二十九日（金）午後二時

場所 東京都庁第一本庁舎北塔 四十二階 特別会議室 A

出席者

会 長	高 橋 俊 龍	元東京都副知事
会 長 代 理	大 森 國 裕	（財）東京都弘済会理事長
委 員	福 田 順 子	城西国際大学経営情報学部教授
〃	横 山 彰	中央大学総合政策学部教授
〃	川 島 霞 子	東京都地域婦人団体連盟会長
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	鈴 木 恒 年	足立区長
〃	石 井 義 修	東京都議会議員
〃	立 石 晴 康	東京都議会議員
〃	三 原 將 嗣	東京都議会議員
〃	渡 辺 康 信	東京都議会議員
臨 時 委 員	寺 内 正 光	（社）日本食肉市場卸売協会会長 東京食肉市場株式会社取締役社長
幹 事	森 澤 正 範	東京都中央卸売市場長
〃	石 川 俊 一	東京都中央卸売市場管理部長
〃	岸 信 子	東京都中央卸売市場調整担当部長
〃	上 田 良 治	東京都中央卸売市場参事（市場政策担当）
〃	大 野 精 次	東京都中央卸売市場参事（新市場建設担当）
〃	戸 田 敬 里	東京都中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）

〃	後藤正	東京都中央卸売市場参事（新市場建設調整担当）
〃	高津満好	東京都中央卸売市場事業部長
〃	児玉一大	東京都都市整備局都市基盤部施設計画課長 （ 都市基盤部長の代理出席 ）

第六十回東京都卸売市場審議会

午後二時 開会

一、開 会

○野口書記 それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は当審議会の書記を仰せつかっております野口でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条によりまして、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数十六名中、ただいま十一名の方々の出席をいただいております。したがって、定足数を超過しており、有効に成立しておりますので、審議会を始めさせていただきます。

なお、本日は、上原委員、柿沢委員、川田委員、土屋委員が所用のため欠席されております。また、福田委員は十分ほど遅れるとのこと、先ほどご連絡がございました。

次に、開会に先立ちまして配付資料の確認をさせていただきます。本日の審議会の資料は、すでにお手元に配付してございます。順に、「審議会次第」「委員名簿」「幹事・書記名簿」「座席表」「審議会条例」「諮問文（写）」「第六十回東京都卸売市場審議会 資料」でございます。お手元にない場合は、お申し出いただきたいと思います。以上、資料の確認でございます。

それでは、この後は高橋会長のほうに議事進行をお願いいたします。高橋会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 高橋でございます。

それでは、ただいまから、第六十回東京都卸売市場審議会を開会いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞご協力をよろしくお願いいたしたいと存じます。

二、新任委員及び臨時委員の紹介

- 高橋会長 まず、議事に入ります前に、前回の審議会以降、新しく委員になられました方がいらっしゃいますので、ご紹介を申し上げたいと存じます。

三原委員でございます。

- 三原委員 どうぞよろしくお願いします。

- 高橋会長 なお、柿沢委員も今回、新たに委員になられたのでありますが、本日は欠席をされております。

次に、臨時委員の紹介を申し上げます。今回の審議会の議題が「と畜使用料の改定について」になっておりますことから、東京都卸売市場審議会条例第三条二項の規定に基づきまして、食肉業界の代表として、日本食肉市場卸売協会会長を務めておられます東京食肉市場株式会社の寺内取締役社長に臨時委員としてご出席をいただいております。寺内委員、よろしくどうぞお願いいたします。

- 寺内臨時委員 寺内です。よろしくどうぞ。

- 高橋会長 それでは、お手元に配付してあります審議会次第に従いまして、会議を進めたいと存じます。

議事に先立ちまして、森澤市場長よりごあいさつがございます。どうぞよろしくお願いします。

三、市場長あいさつ

- 森澤市場長 市場長の森澤でございます。本日は、第六十回東京都卸売市場審議会にお忙しい中ご出席を賜りまして、大

変ありがとうございます。

本日は、東京都立芝浦屠場のと畜使用料の改定についてご審議をいただきたいと存じます。

東京都立芝浦屠場は、中央卸売市場食肉市場に併設されたと畜場で、一日当たり牛三百五十頭、豚千四百頭の処理能力を有し、都民に安全で安心な食肉の供給を行っております。

食肉流通を取り巻く環境は、平成八年の〇-一五七による食中毒の発生、また、平成十三年のＢＳＥの発生によりまして、消費者から食肉の安全に対する要求が大変高まってきております。芝浦屠場では平成八年より、より衛生的な環境を確保し、安全で安心な食肉の供給を行うため、計画的に食肉処理施設の整備を行ってまいりました。また、ＢＳＥ対策として、国に先駆けて出荷者にと畜牛育成履歴申告書等の提出を求めるとともに、特定部位や汚泥の焼却処分、脊髓吸引装置の設置及び施設の消毒を徹底するなど、安全と安心の確保に努めているところでございます。

しかしながら、これらの衛生対策の実施によりまして、芝浦屠場を運営するための経費は年々増加いたしております。これまでも経費の節減等に努めてきたところでございますが、食肉処理施設における衛生水準の確保を図り、安全・安心な食肉を安定的に供給していくためには、収支の改善がぜひとも必要であると考えているところであります。

また、先般、都では、都民、事業者の安心を確保するため、牛の月齢に関わらず、全頭を対象としてＢＳＥ検査を継続することを発表いたしました。このことを踏まえまして、東京都中央卸売市場食肉市場においては、取引される食肉のうち、ＢＳＥ検査が行われた食肉につきましては、卸売会社において安全に加え安心である旨の表示を行った上で流通させることといたしまして、都と業界で実効性を伴う具体的な方法について検討に入ることといたしたところであります。今後とも、品質管理や衛生対策の一層の向上に努め、安全で安心な食肉の供給に万全を期してまいり所存であります。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございました。

四、議題

東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定について（諮問・答申）

○高橋会長　次に、本日は、知事から当審議会へ東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定につきましての諮問がございます。まず、それをお受けいたしたいと存じます。

○森澤市場長　本来でございますと、知事から直接お願い申し上げるところでございますが、所用のため出席できませんので、誠に恐縮ではございますが、知事に代わりまして、私からお願いを申し上げます。

東京都卸売市場審議会会長　高橋俊龍殿

東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定について

東京都卸売市場審議会条例第二条の規定に基づき、下記改定案について、貴審議会の意見をいただきたく、諮問いたします。

記

一、改定する使用料

東京都立芝浦屠場と畜使用料

二、改定の理由

衛生対策やＢＳＥ（牛海綿状脳症）対策の進捗により、運営経費が増加しており、と場会計の収支の改善を図る必要がある。

三、改定の内容

下記のとおり現行使用料を改定するとともに、と畜実績を考慮し、処理する獣畜の種類もあり方も併せて見直す。

東京都立芝浦屠場と畜使用料

（一）牛、馬

と畜使用料を現行の二倍とする。

(二) 豚

豚(枝肉重量百キログラム以上)のと畜使用料を新規設定する。

(三) めん羊・山羊

めん羊・山羊のと畜使用料を廃止する。

(四) 特別と畜

特別と畜使用料を普通と畜使用料の一・五倍とする。

四、改定方法

東京都立芝浦屠場条例の一部改正により措置する。

五、改定の時期

平成十七年四月一日(施行日 平成十七年六月一日)

平成十六年十月二十九日

東京都知事 石原慎太郎(代)

どうぞよろしくお願いいたします。

〔諮問文手交〕

○高橋会長 ただいま諮問文を頂戴いたしました。皆様方のお手元には写しを配付してございます。どうぞご覧いただきたいと存じます。

それでは、ここで諮問に関わる資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします

○石川幹事 それでは、私のほうから、改定案等につきましてご説明させていただきます。お手元にお配りしてございます「第六十回東京都卸売市場審議会 資料」に基づきまして、ご説明申し上げます。

一ページおめくりいただきまして、資料一「と畜使用料の改定について」をご覧ください。「一 改定の理由」ですが、今回のと畜使用料の改定は、ただいまの諮問文にありますように、と場会計の収支を改善するために行うものでご

ざいます。収支状況等につきましては、後ほど資料二「と場財政の現状」でご説明申し上げます。

次に、「二 改定案の内容」ですが、牛及び馬の使用料を改定するとともに、と畜実績等を考慮し、処理する獣畜の種類を見直しいたします。表をご覧ください。まず、普通と畜のうち生後一年以上の牛及び馬については、現行のと畜使用料六千円を一万二千円に、生後一年未満の牛及び馬につきましては、それぞれ千二百円を二千四百円に、二千八百八十円を五千七百六十円に引き上げたいと思います。

次に、豚でございます。豚につきましては、従来区分を設けておりませんでしたけれども、枝肉重量百キログラムをもって区分いたしまして、料金を設定いたしました。まず、枝肉重量百キログラム未満の豚につきましては、産地と畜の増加、輸入豚の増加等から、使用料を値上げいたしますと集荷に大きく影響を与えることから、今回は改定を見送り、現行使用料に据え置くことといたしました。

次に、枝肉重量百キログラム以上の豚でございますけれども、この豚は体が大きいため、既存ライン上ですべての解体処理作業は行えず、手作業による解体となることから、通常の豚よりも多くの解体作業時間等が必要となります。このため、こうした豚につきましては、周辺屠場の使用料を参考に、新たに千六百八十円の使用料を設定いたしました。

次に、めん羊・山羊についてでございます。めん羊・山羊につきましては、東京近郊では流通経路がなく、過去十年以上、と畜実績もありません。また、今後も取り扱う見込みがないことから廃止をいたします。

続きまして、特別と畜でございます。特別と畜につきましては、今回の使用料改定幅が大きいことや出荷者への負担及び集荷への影響などを勘案し、それぞれ普通と畜の一・五倍に相当する額といたしました。

なお、と畜使用料は、卸売会社が出荷者に渡す販売代金の中から差し引いて都に支払うもので、最終的には出荷者が負担することになっております。また、取引価格は、品質や需給関係に基づきセリにより決定されており、と畜使用料改定がセリ価格にはね返ることにはなりません。

次に、「三 改定の時期」ですが、使用料改定は平成十七年四月一日といたします。なお、出荷者が全国に及ぶことなど、関係者に対し十分な周知を図る必要があることから、施行は平成十七年六月一日といたします。

続きまして、資料二をご覧ください。「と場財政の現状」でございます。と場会計では、衛生対策やBSE対策の実

施により、運営経費が増加しております。「歳入の推移」、「歳出の推移」のグラフをご覧いただきたいと存じます。平成十五年度決算で見ますと、歳入・歳出とも同額の五十八億円となっております。棒グラフの白抜きの部分でございますけれども、歳入のうち使用料は八億円で、歳出全体の一四％にすぎません。残る不足額、四十五億円につきましては、全額一般会計から繰り入れている状況でございます。

次に、「歳出の推移」のグラフをご覧ください。下二段目の運営費、黒い網かけの部分でございますけれども、これは光熱水費、廃棄物処理費など直接と畜にかかる経費ですが、BSE対策の実施などにより、BSE発生前の平成十二年度の十六億円から、平成十五年度の二十億円へと増加してきております。

一方、「歳入の推移」のグラフにありますとおり、使用料は毎年度ほぼ八億円程度と一定しております。平成十五年度決算で見た場合、使用料は、先ほど申し上げました運営費の四〇％を賄っているにすぎません。

また、資料に記載しておりませんが、来年度からは、食肉市場関係業界や出荷者からのと畜頭数の増頭要望に応えるため、現在整備を進めております牛のと畜新ラインが稼働する予定となっておりますが、この新ラインの稼働に伴う運営費の増も見込まれるところでございます。この運営費を全額、使用料で賄うためには、改定幅が大きくなることから、卸売会社との協議等も踏まえ、今回、改定額を二倍に抑えて改定するものでございます。

次のページから、参考一は「現行使用料の内容」、参考二がこれまでの「主なと畜使用料の改定状況」、参考三が「近県と畜場の使用料」でございます。参考にご覧いただきたいと存じます。

以上で、改定理由及び改定案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高橋会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から「と畜使用料の改定について」の説明をいただきました。

それでは、事務局から説明のありました諮問内容等につきまして、質疑に入りたいと存じます。

今回は、食肉業界代表といたしまして、寺内臨時委員にご出席をいただいております。ご都合で途中退席をされるということでございますので、最初にご発言をお願いいたします。寺内委員、よろしくお願いいたします。

○寺内臨時委員 寺内です。今回、と畜使用料の値上げということで、私どもと市場側といろいろお話もしました。数字的に見ますと、二倍ということで大変大きな額で、今まであまりこういうことを知らなかった人にとっては大変大き

な金額だと思います。ただ、私どもは今、と畜を東京都にお願いしてやっただいていただいているのですけれど、BSE、O-157というような今までなかったような病気が発生して、私ども流通の段階においても、衛生問題の経費が相当かかってきておりますが、東京都のと畜の段階で相当な経費がかかってきているということは、私も現実に見てわかっておりますし、また、検査の結果、第一次保留とかいろいろなものが出ますと、屠場全体を消毒したり何かして、きれいに、クリーンにしないといけないというようなことが決められておりますので、そういう経費等を考えますと、幾らかの値上げは仕方がないと私どもも思っております。

全国には、食肉を取り扱う中央卸売市場が十市場ございます。その中では、高いところもありますし、また特別安いところもありますが、それぞれの開設者の思惑もあるでしょうけれど、開設者のほうで、市または県からの助成金等が投入されて、と畜使用料の値段が決められております。また、東京の場合、現在六千円なののですけれど、私どもは今、キャパシティーとして三百五十頭というと畜をしております。ただし、東京都内の都民に供給する牛肉の総数量は大体、一日六百五十頭ぐらいの牛が必要となっていてあります。そういう状況の中で、私どもは近隣の食肉センター並びに指定市場等をお願いしてと畜をしてもらっている現状なのでございます。

今後、そういうものの市場、またはセンターのキャパシティーの問題、または、全国に屠場というのは三百三十ぐらいありました。それが今、二百力所ぐらいにだんだん減ってきています。それはなぜかということ、衛生問題をクリアするような施設をつくるためにはお金がかかる。だから、とてもと畜をやっておられないというようなことと、もう一つは、キャパシティーをフルに活用している屠場、つまりと畜能力をいっぱい使っているのは東京ぐらいなもので、あとは流通の段階の需要と供給といいますか、それでフルに使っていないということで、大体百力所ぐらいの屠場が閉鎖されて、どんどん減っております。そうすると、私どもは、東京都民に供給するためには、今現在六百五十頭やっていますが、そのぐらいの牛を集荷するには、それらの指定屠場でやっているわけですが、だんだん屠場の減少によりまして難しくなってくる。そういう背景がございます。

そういうことを含めまして、今回、屠場の使用料の値上げという相談を受けたときに、私どもは六千円だと畜、解体をお願いしてありますが、中には一万円以上、一万一千円というようなことも現実にはあります。それらを含めて、

これから衛生問題をより徹底していかないといけない、これからの市場法の改正、また都の条例の改正等で衛生管理または品質管理というものを徹底しなくてはならないということが条例に組み込まれております。それを鑑みますと、屠場施設、市場施設をこれからも整備をしていただかないといけない。そういうために、私どももなるべく安いほうがいいのですが、そういうわけにもいかないということで、今回の案は一応、両者では納得している線でございます。

先ほど森澤市場長のお話がありましたように、先ほど私が言いましたように、大動物を近隣の屠場をお願いしてと畜してはいますが、なかなかそれも難しくなるので、百頭以上の増頭をお願いしたいということで今、工事に入っておりますが、それらを含めまして、今回の案を承諾することになりました。

私どもとして、これにもう一つお願いしたいのは、と畜使用料の値上げということで、私どもも納得はしますが、特に年末等の需要期におきまして、どうしても品物の不足が生じますので、それらについて、年末の土曜日のと畜、解体をできることなら十二月は土曜日全部やってほしいということをお願いしておきます。ただ、今のところは、この数年は一日だけやってもらっております。それに対して三倍のと畜使用料を払って、今まで六千円だと一万八千円のと畜使用料を払ってでもやらせてもらっていました。今回の改定では、一・五倍にすることなので、それは据え置きという形になりますけれど、暮れの十二月の年末のと畜については、土曜日にぜひやっていただきたいとお願いするわけでございます。

生鮮三品の中で工場生産、特に生きたものをと畜するという業務があるのは食肉だけなのです。そういうことで、食肉の供給に、都民に供給する牛肉が衛生的、そして安全である食品を供給する建前から、このたびの値上げは私の業界としても承諾するという事で納得しております。

ただ、生産者に対してはまだ発表していません。決まったわけではございませんので、まだ生産者に対して説得はしていませんけれど、幾らか上がることは事実ですよということは内々、生産者も納得しております。生産者の方々も、私どもが指定屠場といいまして、近隣の屠場でと畜しているのですが、できることならば東京の芝浦でやってもらいたいと、これが大多数の要望でございますので、今回、百頭規模の増設をするのですが、それについても、何とか東京でやってもらいたいという要望の多さに東京都も応えてくれるということで、私どもも納得して、今回のと畜

使用料の値上げ、そして、また、と畜増頭ということに踏み切るわけですが、ただ、単純に見ますと、倍というのは高いのではないかとお見受けする方も多いと思いますけれど、他のセンターでやりますと、高いところは九千七百円、大体一万円近いというようなことで、格差も出てきてしまうというようなこともありますし、それらを解消して、一万二千元という数字なんですけれど、あとは衛生問題、そういうものをきちんとやっていただくということで、我々は納得しております。

以上でございます。

○高橋会長 ただいま寺内臨時委員からのご発言がございました。

それでは、皆様、諮問内容等につきまして、ほかにご意見、あるいはご質問等がございますか。挙手をお願いしたいと思います。

川島委員。

○川島委員 今伺って、本当に六千元が一万二千元になるというようなことを伺うと、少しびっくりいたしますけれど、今、本当にと畜の現状をいろいろと考えますと、第一に、安心して安全なお肉の供給ということが私どもも一番望んでいることとでございます。私も、こちらの使用料がこういうふうになったために、一応のお金の体系をまだはっきり承知しておりませんが、結局、末端の消費者として安全で安心で、しかも価格がある程度安定していただかないと困るなということをまず一番先に頭に浮かんでしまうわけとでございます。

それと、BSE対策で、全頭検査ということがずっと言われておりまして、それが少しアメリカの圧力で揺らいでいる感じでございますけれども、東京都としては、自治体の責任として、全頭検査はあくまでも堅持していただくのであろうと希望いたしておりますけれども、その末端の消費価格とその問題と、二つ、少し伺いたいと思います。

○高橋会長 どうぞ。

○石川幹事 末端の価格のほうから先にお話をさせていただきますと、先ほどの冒頭の説明でも少し触れさせていただきましたように、取引価格というのは、実際に食肉市場での個々の牛肉なり豚肉の品質と、それから、そのときの需給関係で、セリで決まります。今回のと畜使用料と申しますのは、セリで決まった販売代金が生産者のほうに返されるわけで

すけれども、その返される中から、と畜等に伴う諸経費の一つとして、私どもが卸売会社を通じていただくものになりますので、消費者のほうの価格にはね返るということはありません。

それから、東京の場合は、大都市で非常に大きな消費地で、それだけの需要があるということで、非常にたくさんの品物も入ってきております。そういう中でのセリによる適正な価格ということでございますので、ご心配をいただく必要はないと思っております。

それから、食の安全の関係では、市場長のあいさつないし、私の説明でも申し上げましたように、O-157やBSE発生以来、私どもとしても食の安全に十分気をつかっているつもりでございます。特にBSEなどにおきましては、まさに全国に先駆けてさまざまな手を打ちまして、当然卸売会社を始め、市場業界の方のご協力もいただきましたけれども、ハード面、ソフト面、さまざまな手だてを講じております。具体的に申し上げますと、例えば施設面でいきますと、今回のBSEに伴います法改正によりまして、いわゆる内臓とか、頭とか、そういったものについても、検査が終わるまできちんと一頭ずつ個体管理をして保管するというようなことも必要になりましたが、そういったことについても、保管用の冷蔵庫を設置するとか、いわゆる危険部位と言われます脊髄の部分についても吸引装置をするとかといった形で、施設面の充実を図りました。それから、予防的には、まずそういった危険なものが入ってこないようにということで、出荷牛育成履歴申告書というものを私どもは真っ先につくりまして、必ずそういった発生地から来るようなものについてチェックできる、それから、生産の履歴もわかるようなものをつくりました。それが今日のトレーサビリティシステムにつながってきたと私どもは自負しておりますけれども、そういったこともやっております。

それから、と畜解体に伴うものとしまして、先ほどの特定危険部位だとか、従来ですと有価物として処理していた汚泥などにつきましても、法改正に伴いまして、きちんと隔離をして、最終的には焼却処分にするという形でやっております。

そういったことで、私どもとしては衛生対策には十分気をつかっているつもりでございますし、今後もそういう意味では安全、安心という観点から十分配慮してまいりたいと思います。

冒頭、市場長のあいさつで申し上げましたように、全頭検査につきましては、東京都として全頭検査を継続するとい

うことで方針を出しました。それに合わせまして、私ども都の食肉市場としましても、従来、卸売会社でやっていただいている安全という表示に加えまして、安心であるというような表示もした形で、今後、流通させるようにということで、具体的な方法については今後、各業界と検討して詰めていくと、こういう形でやっておりますので、ご安心いただければと思います。

○川島委員 わかりました。ありがとうございます。そういうきちんとした体制が盛り込まれておりませんと、ただやたらに不安感ばかりが先に立つようなことになると、これはもうお互いに大変に残念なことだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○高橋会長 ほかにご質問等ございますか。渡辺委員。

○渡辺委員 質問するつもりはなかったんですけども、もう一度、確認をさせていただきたいのです。今の話は、あくまでも生産者にはまだ話はされていないということですけども、業界としては一応やむを得ないということで受けとめている。これは生産者に話をして、その辺はきちんとまとめるという答えになるのでしょうか。それが一つお聞きしたいということです。

もう一つ、市場のほうですけども、これは、いわゆる消費者そのものには全く関係がないというか、影響は出ないというお話でした。とにかく屠場に持ってきて、それを卸売業者が受けて、そして、あくまでも、それは従来どおり、セリでかけると。ただ、生産者から受け入れたそのものについては、倍になるわけですが、生産者に請求するということで、セリは全く変わらないし、消費者には影響はない。これは確信を持って言えるということになるのでしょうか。

○高橋会長 石川幹事。

○石川幹事 この値上げについては、この審議会もありますし、出荷者にはまだ正式にお話はしておりません。卸売会社を通じて内々のお話をさせていただいて、大筋のところは、まあ仕方がないだろうというご返事をいただいているということで、今日お諮りをしているということでございます。最終的に決まれば、正式に出荷者にはお知らせをする。そのためには周知期間が必要だということも、先ほど申し上げたところです。

それから、価格の部分につきましては、先ほどもお話ししましたように、品質と需給関係で決まるわけですし、東京は

大消費地ということで、物が非常にたくさん集まってまいります。先ほど市場長のあいさつの中でも申し上げましたけれども、芝浦ブランドということで、出荷者は東京食肉市場に出荷したいという非常に強い意欲がございまして、今でも牛については、と畜頭数の関係でお断りしていただいているような状況もありますので、今回の改定で需給バランスが崩れるということはないと私どもは思っています。そういう意味では、今回値上げをしましても、消費者の価格にはね返ることはないと考えています。

○高橋会長　ほかにご質問等ございますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○高橋会長　それでは、ないようでございますので、諮問事項についてのご質疑についてはここまでとさせていただきます。

活発なご議論をご期待しておりました。ほぼこれでご意見も出尽くしたように思います。

引き続きまして、本日の審議を踏まえましての当審議会としての答申を取りまとめさせていただきたいと思います。

諮問の内容を是とする答申とさせていただくということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○高橋会長　ありがとうございました。

それでは、これから案文を委員の皆様にお配りしますので、ご覧いただきますが、よろしいですか。

それでは、答申書の案文でございしますが、私から読み上げさせていただきます。この内容でまとめたいということでございます。

東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定について

平成十六年十月二十九日付十六中管市第二百三十一号により諮問のあったこのことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定については、原案を適当と認める。

以上であります。この内容でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 高橋会長 福田委員。
- 福田委員 すみません。「あったこのこと」と書いてありますが、「このこと」でよろしいのですか、「諮問のあったこのこと」。
- 高橋会長 文章がですか。
- 福田委員 はい。
- 高橋会長 どうですか、事務局。どうぞ。
- 石川幹事 これは役所流にいきますと大体こういった形で、諮問があった内容という意味でこういう表現を使わせていただいております。通常こういった形で頂戴しています。
- 福田委員 わかりました。
- 高橋会長 何かご意見ありますか。
- 福田委員 いいえ。「あったこと」でいいのではないかなと思ったので。
- 高橋会長 石川幹事の言われたとおり、通常は今のような「あったこのことについて」と使います。原案どおりにさせていただきます。

それでは、予定した議題は終了いたしまして、皆様方には大変お忙しい中、長時間にわたってご熱心なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

答申をいただいたわけでございますけれども、答申につきまして、知事の代理といたしまして、森澤市場長から答申をお渡ししたいかと思います。

答申書

東京都知事 石原 慎太郎 殿

東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定について

平成十六年十月二十九日付十六中管市第二百三十一号により諮問のあったこのことについて、審議の結果、下記のと

おり答申します。

記

東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定については、原案を適当と認める。

平成十六年十月二十九日

東京都卸売市場審議会会長 高橋俊龍

〔答申文手交〕

○森澤市場長 どうもありがとうございました。

五、閉 会

○高橋会長 これをもちまして、第六十回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。

○森澤幹事 ごあいさつをさせていただきます。

○高橋会長 どうぞ。

○森澤市場長 一言御礼を申し上げます。本日は、芝浦屠場と畜使用料の改定につきまして、熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまご答申をいただいたと畜使用料の改定につきましては、平成十七年第一回都議会定例会に東京都立芝浦屠場条例の改正案として提出させていただきます。また、本日の審議の過程において賜りました貴重なご意見につきましても、今後の屠場運営の参考とさせていただきたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。

○高橋会長 どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後二時四十二分 閉会